

4 監事第 4 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構  
理事長 大和 裕幸 殿

監事 鷺尾 幸久

監事 前田 裕子  
(公印省略)

令和 3 事業年度監事監査の結果 (通知)

令和 3 事業年度監事監査実施計画に基づき実施した令和 3 事業年度監事監査の結果について、監事監査要綱第 6 に基づき別添のとおり通知します。

## 令和3事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、令和3事業年度監事監査実施計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、横須賀本部及び各拠点において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、通則法及び個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

特に、令和3事業年度は、重点監査項目として、①調達契約の履行状況について及び②JAMSTECの「新たな日常」による就業状況について、職員等からの説明を受けた。

また、第4期中長期計画の3年目であり、前半の最終事業年度でもあるため、業務の実施状況や中長期計画後半に向けた今後の見通しを含め、状況を確認した。さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、財務諸表等の監査結果についての説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査結果

### 1 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

予算状況や人員配置については、変わらず厳しい状況にあることに加え、継続するコロナ感染症対応や令和2年度に発生した情報セキュリティインシデント対応を契機とした情報セキュリティ対策の取組強化など予定外の業務増加や経費支出も考慮すると、より一層の人員配置の検討と予算獲得が必要と思料する。

各部門、部署の人員配置については、毎年の一般管理費削減に伴う人件費削減の影響もあり、慢性的な人員不足となっているため、機構全体において適正な業務時間の維持に配慮をいただいた上、役員主導による人員配置・採用について検討が必要である。さらに、役員及び管理職を中心に組織一丸となり業務の削減・効率化の推進が必要である。

テレワークを含む「新たな日常」への対応が浸透してきている一方、テレワーク実施場所、経費負担、心身の健康管理などの課題については、今後テレワークを継続推進する上で重要であり、引き続き対応策の検討が必要である。

また、機構の成果の社会還元について、現状、研究者・技術者と社会や企業を繋ぐコーディネーターが不在のため、成果の社会還元が遅々として進まない状況にあると言える。成果の普及・展開を促進するコーディネーターの採用が必要と思料する。

併せて、女性活躍推進法に基づく女性の活躍支援や次世代育成支援対策推進法に基づくワーク・ライフ・バランス等の実現に向け様々な制度が整備されてきているところではあるが、外部資金獲得等の観点から、今後は各種認定等の取得とその対外的な発信による男女共同参画への取組強化を期待する。

### 2 内部統制システム及び運用状況

業務方法書に基づく内部統制システムの適正な運用と理事長のマネジメントについて、指摘すべき重要な事項は認められない。

調達契約に係る規程、規則等の見直しが行われ、経理部を中心として調達契約の適正な履行に向け「会計ルールの浸透・定着」、「倫理意識の醸成」、「調達マネジメントの確立」の一体的な取組が行われている。今後も会計検査院から指摘を受けた「合規性」に反することなく規程、規則に則した適正かつ効率的な調達契約の履行を期待する。

令和2年度に発生した情報セキュリティインシデントについては、専門の対応部署が設置され、システムや運用のセキュリティ強化が図られた。引き続き「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の準拠に向け継続した情報セキュリティ対策の見直しや取組強化が必要である。

3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事案は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、必要な事項を正しく示しており、適正かつ妥当であると認める。なお、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても相当であると認める。

5 業務実績等報告書及び事業報告書についての意見

中長期計画に基づく研究の確実な進展、目標の達成状況及び効率的な事務運営の実施状況については、自己評価会議に出席するとともに、業務実績等報告書などから、適正な業務運営が行われたこと及び理事長による自己評価決定手続きが適正に行われたことを確認した。

令和3年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しくかつ分かりやすく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 役員の報酬は、職務内容の特性や業務の実績、参考となる他法人及び民間企業との比較などを考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当である。また、職員の給与水準は、業務の実績や勤務成績等が反映されており妥当である。なお、役職員の報酬・給与等については、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

2 随意契約の適正化を含めた契約の状況については、「契約監視委員会」において適宜適確に点検しており、公平性・透明性が確保され、合理的な調達が実施されていることを確認した。

また、「令和3年度調達等合理化計画」については、計画策定時の点検、

実施状況の点検及び自己評価結果の点検を行い、当該計画が着実に実施されたことを確認した。なお、「契約監視委員会」の審議概要は、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

- 3 保有資産の見直し等は、管理の合理化を含め、適正に実施されていることを確認した。

令和4年6月23日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事                      鷺 尾 幸 久

監 事                      前 田 裕 子